

枚方市条例第 17 号

枚方市立子ども・子育て交流ひろば条例

(設置)

第1条 子育てに関する相談等を実施するとともに、子どもが安全かつ自由に遊べる交流の場を提供することにより、子育て家庭を総合的に支援するため、枚方市立子ども・子育て交流ひろば（以下「交流ひろば」という。）を設置する。

(位置)

第2条 交流ひろばの位置は、枚方市伊加賀東町6番8号とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。